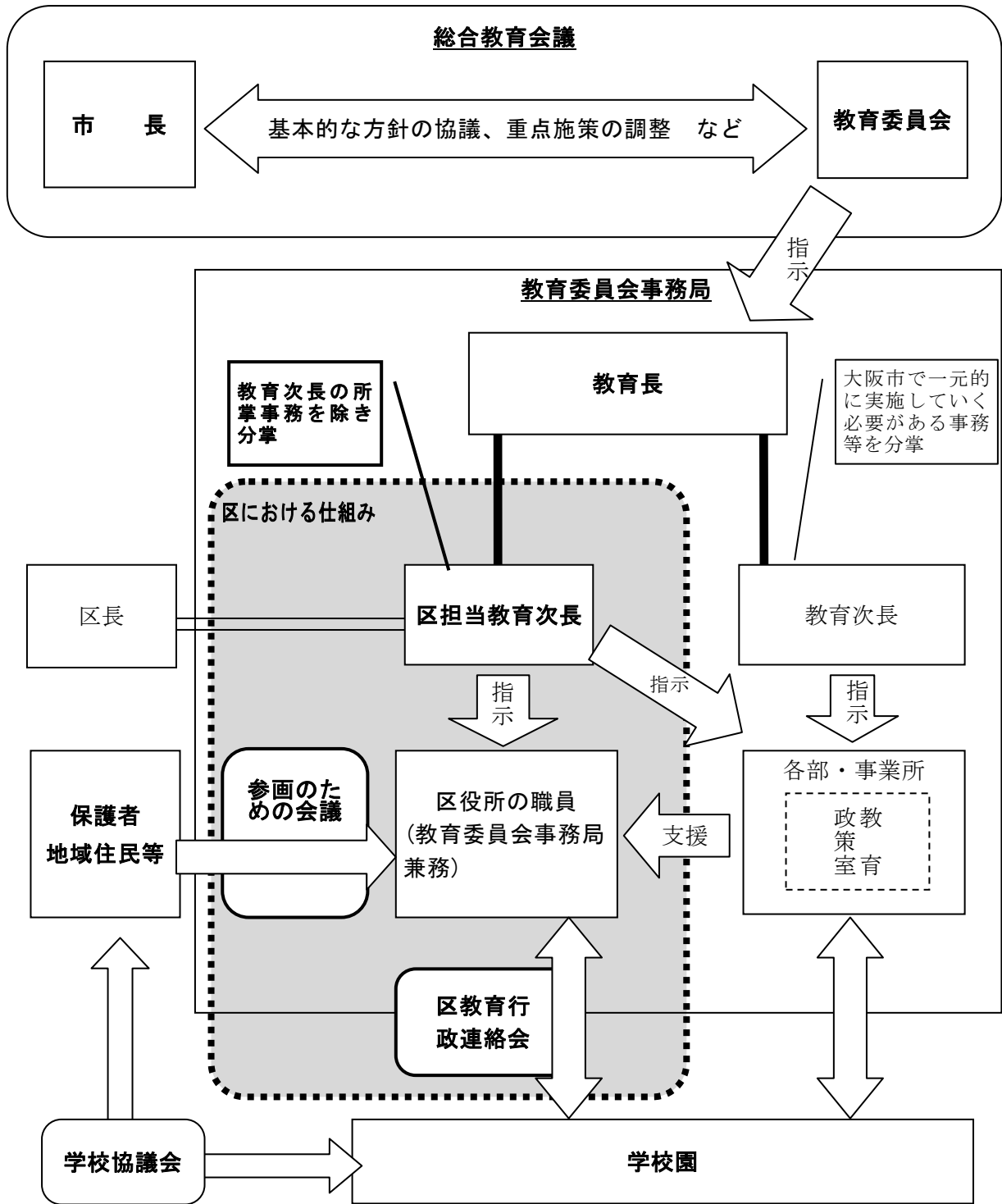


分権型教育行政への転換について



1 めざすべき目標像

- 教育行政において「市政改革プラン」の「ニア・イズ・ベター」を徹底するとともに、市政運営の抜本的な状況変化を見据えたさらなる分権化を推進し、学校同士・区同士が互いに切磋琢磨して教育改革を促進するため、分権型教育行政への転換を進める。
- 分権型教育行政への転換は、校長裁量の拡大と、新たに設置する区担当教育次長への分権をセットで実現することを図る。
 - ・ 全市における基本的な方針と目標は、市長と教育委員会が策定する。
 - ・ 全市の方針と目標を踏まえた学校の目標の策定と、それを達成するための手段の選択は、校長が担う。
 - ・ 学校・教育コミュニティの状況と進捗のモニタリングと、その状況に応じた学校・教育コミュニティへのサポートは、区担当教育次長が全市の方針と目標に基づき行う。
- 区担当教育次長への分権は、大阪市として一元的に実施していくことが必要な事務等を除き、区の区域内における教育長の一定の権限と責任を分担することにより実現する。
- 区担当教育次長は、学校・教育コミュニティのモニタリングとサポートのため、
 - ・ 区において保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとるための仕組みを運営する。
 - ・ 学校だけでは解決できない横断的な課題について学校を支援するため、区長及び区シティ・マネージャーの権限や区が持つさまざまな経営資源も活用し、子どものための施策に家庭・教育コミュニティも含めて総合的に推進するものとする。
- 区担当教育次長は、所掌事務を執行するに当たり、教育委員会事務局の各部・事業所及び区役所の各課を補助組織とするものとする。併せて、教育委員会事務局に、区担当教育次長の事務執行をサポートするための体制を構築する。